

(参考様式第1号)

番 号  
平成 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿  
(地方農政局長経由)

都 道 府 県 知 事 印

## 県における特認基準の制定(変更)について(提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

### 記

- 1 特認基準
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータ
- 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

(記載上の注意事項)

- 1 特認基準は都道府県で制定する特認基準について、特認の必要性、特認基準、特認基準を設定する理由等を記載する。
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータには、生産費格差、平地地域に比べ耕作放棄率が高い等の農業生産条件の不利性を示すデータを添付すること。  
ただし、上記の2及び3において、(別記4)の「特認基準のガイドラインについて」に定める基準とする場合は、データを添付する必要はない。

(参考様式第2号)

番 号  
平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿  
(地方農政局長経由)

農林水産省農村振興局長 印

## 県における特認基準の制定(変更)について(通知)

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(3)に基づき、平成 年 月 日の中立的な第三者機関での意見聴取を踏まえ、下記のとおり通知する。

### 記

- 1 中立的な第三者機関での検討結果
  
- 2 調整事項

(参考様式第3号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(記載例)  
市(区、町、村)

1～4(略)

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(記 載 例)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(特定農山村法等の指定地域を記入)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(I) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(国のガイドラインに基づき指定する場合)

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

( ) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする(高齢化率30%以上、耕作放棄率:田5%以上、畑(草地含む。)10%以上)

( ) 土壌条件が著しく悪い場合

( ) その他

(国のガイドラインを参考に市町村が独自に基準を定める場合(例))

(a) 1/50以上、10度以上の傾斜農用地を対象

(b) 市町村長の独自の基準(急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑等)

(c) 緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(オ) 県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2 集落協定の共通事項

(市町村長の判断による要件緩和を認める場合の記載例)

注1 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

注2 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

## 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、町の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

## 4 その他必要な事項

上記のほか市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換、自己施行の対象工種等必要な事項について、記述するものとする。

(参考様式第4号)

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称  
代表者の氏名

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定 [ 変更の認定 ] の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項 [ 8条第1項 ] の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

### 1 事業計画

### 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- 1号事業（多面的機能支払交付金）
- 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

### 3 その他

- 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

### < 施行注意 >

変更の認定の申請の場合は、[ ] 内の記載に置き換えるものとする。

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画（記載例）

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇組織 印

### 1 多面的機能発揮促進事業の目標

#### 1. 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

※ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業（以下「多面的機能支払」という。）を行う場合の記載例。

#### ○他の事業を行う場合の記載例

・ 本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

※ 法第3条第3項第2号に掲げる中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業（以下「中山間地域等直接支払」という。）を行う場合

・ 本地域は、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

※ 法第3条第3項第3号に掲げる自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業（以下「環境保全型農業直接支払」という。）を行う場合

・ 本地域は、以前より小学生の農業体験に協力しているが、これを発展させ、食育や地産地消を一層推進する必要がある。

※ 法第3条第3項第4号に掲げるその他多面的機能の発揮の促進に資する事業（以下「その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業」という。）を行う場合

（注）複数の事業を行う場合は、まとめて記載して構いません。

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米や野菜を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。また、本地域のうち北部は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、本地域のうち南東部は、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生

産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

※ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を行う場合

## 2. 目標

1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の記載例

・ 1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 中山間地域等直接支払を行う場合

・ 1を踏まえ、本地域では、有機農業に取り組むことにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

・ 1を踏まえ、本地域では、農産物加工体験を通じて地域の食文化を伝承し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業を行う場合

(注) 複数の事業を実施する場合は、まとめて記載して構いません。

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、本地域のうち北部において機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続すること及び本地域のうち南東部において有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を行う場合



## 2 多面的機能発揮促進事業の内容

### (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

#### ① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

#### ② 実施区域

別添の〇〇活動組織の多面的機能支払交付金に係る活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別紙）協定対象区域図面」のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

・ 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

・ 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定（以下「個別協定」という。）「（別紙様式、6）協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

・ 別添の環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動計画書「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

### (2) 活動の内容等

#### ① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類の別

活動計画書「Ⅰ.地区の概要」の「1.活動計画」及び「2.保全管理する区域内の農用地、施設」並びに「(別紙)協定対象区域図面」のとおり。

## 2) 活動の内容

### イ イの活動

活動計画書「Ⅲ.活動の計画」の「1.農地維持支払」に記載のとおり。

### ロ ロの活動

活動計画書「Ⅲ.活動の計画」の「2.資源向上支払」に記載のとおり。

### ※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○中山間地域等直接支払を行う場合の例

#### ②2号事業

##### 1) 農業生産活動の内容

・ 集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。

※ 集落協定に基づく活動を行う場合

・ 個別協定「(別紙様式5) 経営規模及び農業所得調書」の「1 経営規模」に記載のとおり。

※ 個別協定に基づく活動を行う場合

##### 2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

・ 集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。

※ 集落協定に基づく活動を行う場合

・ 個別協定「(別紙様式6) 協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 個別協定に基づく活動を行う場合

○環境保全型農業直接支払を行う場合の例

#### ③3号事業

##### 1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容

営農活動計画書「Ⅳ.3号事業(環境保全型農業直接支払)」の「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載のとおり。

##### 2) 1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容

営農活動計画書「Ⅳ.3号事業(環境保全型農業直接支払)」の「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載のとおり。

## 3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「Ⅰ.地区の概要」の「1.活動期間」のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

- ・ 集落協定「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
  - ※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・ 個別協定の認定日から4年経過後の最初の3月31日までの期間。
  - ※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合
  
- ・ 営農活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
  - ※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

#### 4 農業者団体等の構成員に係る事項

多面的機能支払要領「別記6－1活動規約」の「(別紙)〇〇活動組織参加同意書」に記載のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

- 集落協定「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。
  - ※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
  
- 個別協定「(別紙様式6)協定農用地の概要」に記載のとおり。
  - ※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合
  
- 営農活動計画書「(別紙)〇〇組織構成員一覧」に記載のとおり。
  - ※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

(別紙様式1)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書  
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、  
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

ふりがな	
組織名	
ふりがな	
代表者氏名	印
ふりがな	
所在地	

I.	地区の概要 (共通)
----	------------

<活動の計画>

<input type="checkbox"/>	II. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙○
<input type="checkbox"/>	III. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙○
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙○
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙○

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に ( ) 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I 地区の概要

※以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度
資源向上支払 (共同)	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度
資源向上支払 (長寿命化)	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度
中山間地域等直接支払	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度
環境保全型農業直接支払	平成 年度	平成 年度	年	平成 年度	平成 年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面積 ※1	計								遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限	
	田		畑		草地		採草放牧 地				
多面支払	a		a		a		/		a	a	円
中山間 直払	a		a		a		a		a	a	円
	傾 斜		傾 斜		傾 斜		傾 斜				
農地面積	環境 直払 ※2									a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化) の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払交付金との重複面積

全体面積	重複面積 (多面支払・中山間直払)
a	a

※ 全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組む面積を記入すること。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

< 施行注意 >

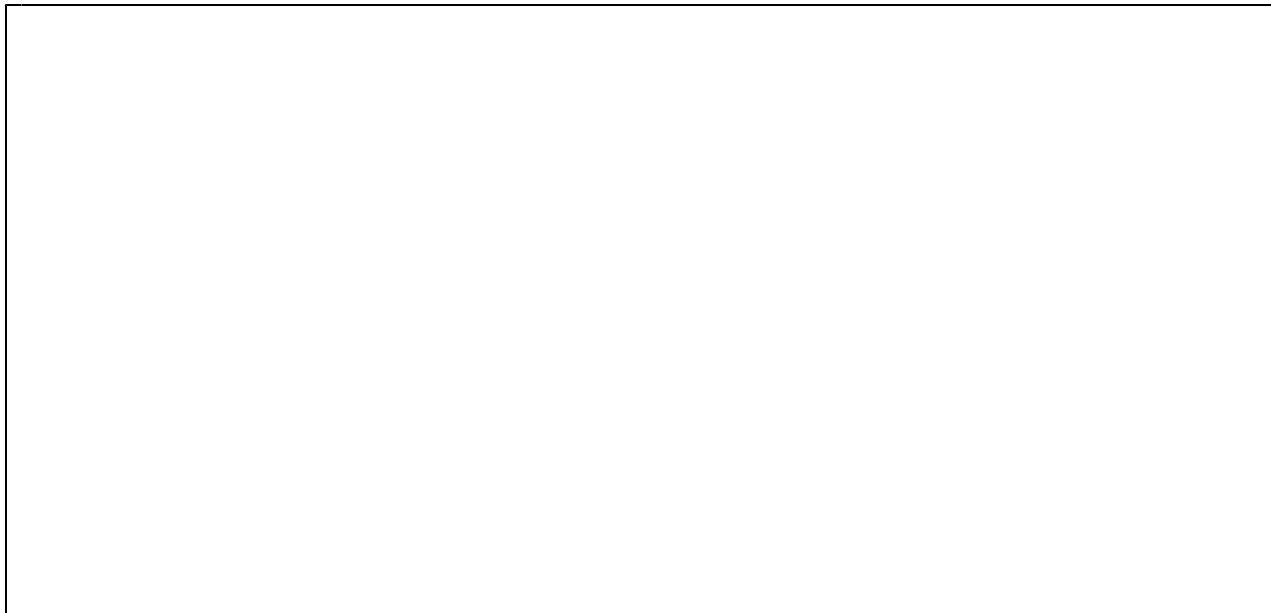
計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を( )書で上段に記載するものとする。

(別添1)

実施区域位置図

組織名称：\_\_\_\_\_

1号事業 (多面支払)     2号事業 (中山間直払)     3号事業 (環境直払)



(別添2)

構成員一覧

平成 年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等直接支払		環境保全型農業直接支払	
			分類 番号		分類 記号		国際水準GAPの実施に 係る取組意思確認	
					EP (サイン)			国際水準GAPを <input type="checkbox"/> 実施します。
					EP (サイン)			国際水準GAPを <input type="checkbox"/> 実施します。
					EP (サイン)			国際水準GAPを <input type="checkbox"/> 実施します。
					EP (サイン)			国際水準GAPを <input type="checkbox"/> 実施します。
					EP (サイン)			国際水準GAPを <input type="checkbox"/> 実施します。
					EP (サイン)			国際水準GAPを <input type="checkbox"/> 実施します。

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者(人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産法人	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他



- 注1：「多面的機能支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。「中山間地域等直接支払」の欄は、署名又は押印。
- 注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。
- 注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。
- 注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択。
- 注5：「国際水準GAPの実施に係る取組意思確認」の欄は、各構成員に意思確認の上、□にチェックを入れる。
- 注6：「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ理解し、その理解に基づきGAPの取組を実施することをいう。

(別紙○)

2号事業様式  
(中山間地域等直接支払交付金)

第1 集落協定の実施体制

役職名等	氏名
代表者	
書記担当	
会計担当	
共同機械担当	
土地改良施設担当	
法面点検担当	

2 水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指名する者

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該当	内容
(1) 農用地	
	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他 ( )

該当	内容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
	③その他 (別途の規約)

第3 協定対象となる農用地  
(基本分)

(単位：㎡)

一団の農用地の内訳	協定農用地				畑				草地				採草放牧地						
	面積	面積	傾斜等	単価	交付額	面積	傾斜等	単価	交付額	面積	傾斜等	単価	交付額	面積	傾斜等	単価	交付額		
●●団地																			
▲▲団地																			
××団地																			
○○団地																			
△△団地																			
面積計																			

(加算措置に取り組む場合)

1 集落連携・機能維持加算 (集落協定の広域化支援)

集落連携・機能維持加算 (集落協定の広域化支援)					
面積 (㎡)				単価 (円/10a)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地		

複数集落の統合状況

連携した集落名	既協定	対象農用地面積	協定参加戸数
合計			

注1) 協定参加戸数の合計がおおむね50戸以上の規模となること。

注2) 第3期対策に取り組んでいた集落は既協定欄に○を記載する。

2 集落連携・機能維持加算 (小規模・高齢化集落支援)

集落連携・機能維持加算 (小規模・高齢化集落支援)			
面積 (㎡)		単価 (円/10a)	加算額 (円)
田	畑		

3 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算			
面積 (㎡)		単価 (円/10a)	加算額 (円)
田	畑		
1/10以上	20度以上		

4 地域営農体制緊急支援試行加算（人材活用体制整備型）

地域営農体制緊急支援試行加算（人材活用体制整備型）					
面積（m <sup>2</sup> ）				単価 （円/10a）	加算額 （円）
田	畑	草地	採草放牧地		

5 地域営農体制緊急支援試行加算（集落機能強化型）

地域営農体制緊急支援試行加算（集落機能強化型）					
面積（m <sup>2</sup> ）				単価 （円/10a）	加算額 （円）
田	畑	草地	採草放牧地		

6 地域営農体制緊急支援試行加算（スマート農業推進型）

地域営農体制緊急支援試行加算（スマート農業推進型）							
面積（m <sup>2</sup> ）				単価 （円/10a）	面積×単価 （円）	見積額 （円）	加算額 （円）
田	畑	草地	採草放牧地				

注1) 面積×単価（円）は、面積（m<sup>2</sup>）の千分の一の値に単価（円/10a）を乗じた額とする。

注2) 加算額（円）は、面積×単価（円）、見積額（円）及び400万円のうち、最も低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

目指すべき将来像	
	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載）

注）④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策	活動計画（目標）
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
高付加価値型農業	
農業生産条件の強化	
担い手への農地集積	
担い手への農作業の委託	
新規就農者等による農業生産	
地場産農産物等の加工・販売	
消費・出資の呼び込み	
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
その他（自由記載）	（自由記載）

注1）体制整備単価の取組を行う協定については、第8の2との整合を図ること。

注2）前協定の内容と同じ場合には、その他の欄にその旨を簡潔に記載（前対策の協定書を添付）することでよいものとする。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第6の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第6の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該当	具体的に取る行為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥限界の農地については、林地化等（そのための買い上げを含む。）を行う。
	⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑩その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法 (①②について該当する取組に○印を記入 (複数可))

具体的に取り組む行為	
①水路	ア) 水路清掃 ( )、イ) 草刈り ( )、ウ) その他 ( )
②農道	ア) 簡易補修 ( )、イ) 草刈り ( )、ウ) その他 ( )
③その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。  
以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該当	具体的に取り組む行為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う (等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。
	⑤体験民宿を実施する (グリーン・ツーリズム)。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う (ビオトープの確保)。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他 ( )

注) 法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

--

第7 交付金の使用方法等

1 交付金は、集落を代表して \_\_\_\_\_ が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同 取組 活動	①集落の各担当者の活動に対する経費		
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費		
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費		
	④集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費		
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア) 積立計画

	年度	年度	年度	年度	年度
積立予定額					
積立累計額					

(イ) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度：\_\_\_\_年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額：\_\_\_\_\_円
- 使途：\_\_\_\_\_に要する経費（具体的に記入）

② 次年度への繰越

- 繰越予定年度：\_\_\_\_年度（当該年度の翌年度）
- 繰越予定額：\_\_\_\_\_円
- 使途：\_\_\_\_\_に要する経費（具体的に記入）

4 次のとおり支出する。

個人配分分	金額
	(配分割合： _____%)

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）  
将来にわたって持続的な農業生産活動等を可能とするため今後5年間で取り組むべき活動を以下の1及び2について定め、実施する。

1 農用地等保全体制整備（必須要件）

(1) 将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項について実施区域位置図に記載する。

該当	具体的に記載する内容
	①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
	②既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
	③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
	④自己施工の箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積（A要件「③農業生産条件の強化」を選択した場合に記載）
	⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積（B要件「③消費・出資の呼び込み」を選択した場合に記載）
	⑥その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

注1) 交付金の交付対象外の農用地を協定農用地に含める場合には、その位置についても明確にする。

注2) B要件を選択する場合は、具体的な活動の拠点となる施設等の位置を記載する。

(2) (1)において定めた活動項目の達成目標を記載し実施する。

項 目	達成目標



2 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（選択的必須項目）

次の(1)、(2)又は(3)のいずれかを選択し記述する。

(1) A要件

次の①～⑤のうち2項目以上を選択し、○印を記入するとともに、現状及び達成目標について記載し、実施する。

ただし、「①イ.」「⑤イ.」に取り組む場合は1つのみ選択し、○印を記入するとともに、現状及び達成目標について記載し、実施する（選択要件）。なお、人・農地プランが策定されている場合は、その内容と整合を図ること。

該当	項 目	
	①ア. 機械・農作業の共同化：農業機械等の共同利用が協定農用地の10%又は0.5ha以上のいずれか多い方の増加	
	①イ. 機械・農作業の共同化：農業機械等の共同利用が協定農用地の30%又は3ha以上のいずれか多い方の増加	
	②高付加価値型農業の実践：新規作物の導入、有機農業等の高付加価値型農業が協定農用地の5%又は1ha以上のいずれか小さい方の増加	
	③農業生産条件の強化：生産条件の改良（自己施工に限る）が行われた面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上のいずれか多い方の増加	
	④担い手への農地集積：地域の担い手による利用権の設定等が協定農用地の5%以上の増加	
	⑤ア. 担い手への農作業の委託：地域の担い手による農作業受委託が協定農用地の10%又は0.5ha以上のいずれか多い方の増加	
	⑤イ. 担い手への農作業の委託：地域の担い手による農作業受委託が協定農用地の20%又は2ha以上のいずれか多い方の増加	
取組項目	現状	達成目標

注) 協定外の農用地を含める場合は別紙様式2に協定外農用地についても記載すること。

(2) B要件

協定参加者に、新たな人材として位置付ける女性・若者・NPO法人等（1名以上）を以下に記載する。

- ① 女性：集落内外から新たに協定活動に主体となって参加しようとする者で、協定で行われる次の活動に参加する者。
- ② 若者：集落内外から新たに協定活動に主体となって参加しようとする45歳未満の者で、協定で行われる次の活動に参加する者。
- ③ NPO法人等：①、②以外で当該協定と連携して次の活動を行おうとする法人等。

氏名等	
氏名等	
氏名等	

次の活動のうち集落として取り組む項目から1項目に○印を記入するとともに、活動内容及び目標について記載し、実施する。

該当	項目	
	①新規就農者等による農業生産：新規就農者・新規認定農業者の協定活動への参加又は生産組織のオペレーターの新規雇用、育成等	
	②地場産農産物等の加工・販売：農産物加工販売事業等（農家レストラン含む）	
	③消費・出資の呼び込み：棚田オーナー制度、観光農園、市民農園等の実施面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上のいずれか多い方で実施	
	活動内容	達成目標

(3) C要件

- ① 協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制について、次表に例示される形態から一つ以上を選択し、○を記載(複数可)する。また、支援の相手方について【 】内に○を記載する。

形態	取り決めの内容	
	農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落内外の農地所有適格法人【 】、集落営農組織【 】、作業受委託組織【 】、営農組合【 】、機械共同利用組合【 】、生産組織【 】、その他【 】の組織が引き受け、農業生産活動等の維持を図る。 ＜組織対応型＞	詳細は②に記載
	農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、認定農業者【 】、中核となる農業者【 】、その他【 】の集落の担い手が引き受け、農業生産活動等の維持を図る。 ＜担い手型＞	
	農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落内外の棚田や農産物のオーナー制度【 】、市民農園【 】、体験農園【 】、農家民宿【 】、その他【 】による都市・農村交流の対象農用地として農業生産活動等の維持を図る。 ＜都市農村交流型＞	
	農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、近隣の集落【 】や行政区【 】、その他【 】との共同作業等、集落間の連携により農業生産活動等の維持を図る。 ＜集落間連携型＞	
	農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落内外の公社【 】、第三セクター【 】、JA【 】、土地改良区【 】、市町村等【 】、その他【 】との連携により農業生産活動等の維持を図る。 ＜行政等支援型＞	
	農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、企業【 】、NPO法人【 】、大学【 】等、企業等との連携により農業生産活動等の維持を図る。 ＜企業等連携型＞	
	農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る。 ＜集落ぐるみ型＞	詳細は③に記載
	(自由記載)  ＜その他＞	

注1) <集落ぐるみ型>を選択した際には、非農業者や対象農用地外の農業者等の多様な人材の参加を極力求めるものとする。また、協定農用地の農業者のみにより取り決める場合は、有効な支援体制となるかを勘案し、粗放栽培が可能な作物への転換等、労働の軽減等による持続可能な営農方法について取り決めるよう努めるものとする。

注2) <その他>を選択する場合には、農業生産活動等の維持を図るための連携策について記載する。

- ② 集落ぐるみ型以外を選択した場合には、支援主体等の具体的名称又は氏名（組織、集落、企業、団体、行政等の場合は代表者）について、以下の同意書に記載する。

氏名(代表者名)	組織名	住 所	確 認 印

- ③ 集落ぐるみ型を選択した場合

集落等での話し合いに基づき、協定参加者のそれぞれについて、農業生産活動等の維持に向けた主な役割を取決め、次表に記載する（協定参加者が多数存在する場合は主な役割ごとに代表者氏名又は組織名の記載でも可）。

また、協定参加者が協定農用地の農業者のみの場合は、持続可能な営農作物について記載する。

氏 名	参加区分	役割	役 割 例
			1. 耕起、2. 代掻き、3. 田植え、4. 播種、5. 整枝・剪定 6. 病害虫防除、7. 畦管理、8. 収穫、9. 乾燥・調製、10. 耕作放棄の防止等の活動、11. 水路・農道等の管理活動、12. 多 面的機能を増進する活動、13. その他（ ）  *協定農用地の農業者のみの場合（Aのみの場合） 持続可能な営農作物による取り決め等について選択(複数可) 1. 水稲、2. そば、3. 地力増進作物、4. 景観作物、5. 飼料、6. 露 地野菜、7. 果樹、8. 麦類、9. その他（ ）

\*参加区分 A：協定農用地の農業者、B：協定農用地外の農業者、C：非農家

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	現状	達成目標
	①集落連携・機能維持加算		
	集落協定の広域化支援		(人材の確保後記入) 氏名等 ○○ ○○
	小規模・高齢化集落支援		
	②超急傾斜農地保全管理加算		
	③地域営農体制緊急支援試行加算		
	人材活用体制整備型		(将来的な目標) (平成31年度末時点における目標)
	集落機能強化型		(将来的な目標) (平成31年度末時点における目標)
	スマート農業推進型		(将来的な目標) (平成31年度末時点における目標)

注1) 集落協定の広域化支援と小規模・高齢化集落支援を重複して交付は行わない。

注2) 集落協定の広域化支援は、協定統合後の協定参加者数がおおむね50戸以上の規模を有すること。

注3) 集落協定の広域化支援の1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注4) 小規模・高齢化集落支援における、小規模・高齢化集落とは、総農家戸数が19戸以下、かつ、高齢化率が50%以上である農業集落をいう。

注5) 超急傾斜農地保全管理は、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上の農地とする。

注6) 地域営農体制緊急支援試行加算は、取組状況の報告が必要。

注7) 地域営農体制緊急支援試行加算における将来的な目標は、他の施策による効果も併せ、概ね6年後に協定として達成することを想定する達成目標に係る、計画策定時点での目安を意味する。なお、将来的な目標を設定した場合であっても、その達成が義務づけられるものではない。

注8) 人材活用体制整備型、集落機能強化型、スマート農業推進型を二つ以上重複して交付は行わない。

注9) 人材活用体制整備型の1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注10) 集落機能強化型の1協定当たりの加算額は、200万円／年を上限とする。

注11) スマート農業推進型の1協定当たりの加算額は、計画時点の見積額とし、400万円／年を上限とする。

注12) スマート農業推進型は、事業計画の認定申請書又は事業計画の変更認定申請書を市町村長に提出する際に、ロボット、A I、I C T等の技術の導入に要する経費に係る見積書を添付すること。

1 協定対象となる農用地の内訳等

所在	地区		団地名：					
対象基準	田：	ha	畑：	ha	草地：	ha	採草放牧地：	ha
地番	現況					農用地の管理		管理者
	地目	農用地面積 ( $m^2$ )	傾斜等	10a当たりの単価(円)	交付額 (円)	農用地の現況	具体的活動 内容	
計								

2 協定外の農用地

地番	現況		農用地の管理		管理者
	地目	農用地面積(m2)	現況	具体的活動内容	
計					

3 協定に含めない荒廃農地の管理

所在	現況			管理方法	管理者
地番	地目	農地面積(m2)			



協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路				
排水路				
道 路				

平成 年度土地改良通年施行実施計画書

事業名 (工期)	都道府 県名	関係市町村名	郡	町	地区名	工事計画期間及び稲作期間											
						平成 年						平成 年					
通年施行実施計画	工区	年度工事実施予定区域	うち対 象農用 地面積 (ha)	うち土地改 良通年施行 面積(ha)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計																	

注1) 工区の区分は、区画整理その他面的工事に係る通年施行区域の計画発注工区によるものとする。  
 注2) 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の対象農用地の面積をいう。  
 注3) 土地改良通年施行面積は、集落協定等に記載された面積とする(なお、現況の各筆ごとの識別が可能な図面(1/1,000~1/5,000程度)に通年施行区域を赤色で表示したものを添付すること。)

集落戦略  
1. 協定農用地の将来像

地番	地目	農用地面積 (㎡)	現況	管理者	農用地の将来像(概ね10～15年後)						農用地を将来(概ね10～15年後)に向けて維持するための課題	
					管理者が引き続き耕作	担い手等に委託希望	担い手等に委託希望	農間機の希望	農地管理への期待	草刈り等の管理のみ		未定

2. 集落の将来像  
(集落マスタープランにおいて定めた「集落における将来像」「将来像を実現するための目標と活動計画」を再掲することも可。)

(1) 協定農用地を含む集落全体の課題と対策

区分	課題	対策	対応者	対策の実施時期	実施に用いる手段

(2) 集落の将来像  
(集落の将来像について話し合った結果をとりまとめ記載)

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第9の1の(1)のア、イ、及びオ並びに同(4)の工のそれぞれの後段ただし書の規定の適用を受けようとする場合は、平成29年度末までに認定を受けた集落協定については平成29年度末までに、平成30年度以降に認定を受ける集落協定については初回認定時に集落戦略を作成すること。  
ただし、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する地域別農業振興計画を策定した市町村における集落協定については、平成31年度までに集落戦略を作成すること。

個 別 協 定  
経営規模及び農業所得調書

## 1 経営規模

(単位：a)

地 目	自己所有地	借入面積	計
田			
畑			
草 地			
計			A
採草放牧地			

注) 借入面積には受託面積(基幹3作業)を含む。

## 2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

農業所得	農業従事者	/

注1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得 + 専従者給与額 - 負債の償還額) / 農業従事者数

当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(ア)による。

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(イ)により換算する。

注2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

【加算措置の場合に使用】

3 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち取り組む項目に 印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	現状	達成目標
	集落連携・機能維持加算		
	小規模・高齢化集落支援		
	超急傾斜農地保全管理加算		
	地域営農体制緊急支援試行加算		
	人材活用体制整備型		(将来的な目標) (平成31年度末時点における目標)
	集落機能強化型		(将来的な目標) (平成31年度末時点における目標)
	スマート農業推進型		(将来的な目標) (平成31年度末時点における目標)

注1) 小規模・高齢化集落支援における、小規模・高齢化集落とは、総農家戸数が19戸以下、かつ、高齢化率が50%以上である農業集落をいう。

注2) 超急傾斜農地保全管理は、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上の農地とする。

注3) 地域営農体制緊急支援試行加算は、取組状況の報告が必要。

注4) 地域営農体制緊急支援試行加算における将来的な目標は、他の施策による効果も併せ、概ね6年後に協定として達成することを想定する達成目標に係る、計画策定時点での目安を意味する。なお、将来的な目標を設定した場合であっても、その達成が義務づけられるものではない。

注5) 人材活用体制整備型、集落機能強化型、スマート農業推進型を二つ以上重複して交付は行わない。

注6) 人材活用体制整備型の1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注7) 集落機能強化型の1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注8) スマート農業推進型の1協定当たりの加算額は、計画時点の見積額とし、400万円/年を上限とする。

注9) スマート農業推進型は、事業計画の認定申請書又は事業計画の変更認定申請書を市町村長に提出する際に、ロボット、AI、ICT等の技術の導入に要する経費に係る見積書を添付すること。

協定農用地の概要

【市町村名：\_\_\_\_\_】

交付対象者の氏名 ・名称	字	地番	地目	傾斜度	面積	10a当 たりの 単価	交付額	設定 権利等	農用地の管理		設定権利 者等名 (出し手)	始期	終期	契約 年月日	交付金の 使用方法	
									農用地 の現況	具体的 活動内容						

注1) 一団の農用地すべてを耕作する場合及び別紙様式6の経営規模のAが都府県にあっては3ha以上、北海道にあっては30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。

注2) 注1の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙様式6の2の注書きにより算出する。

注3) 注1の但し書きに該当する者は引受分の農用地のみを記入。

注4) 使用方法には、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受取割合を記入すること。

協定農用地の概要

- 注1 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第3条の規定に基づき許可書又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の市町村公告の写しを添付のこと。
- 2 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。
- 3 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行ってあり、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

## 農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。  
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

平成 年 月 日

受託者（以下「甲」という。）

（住所）

（氏名）

委託者（以下「乙」という。）

（住所）

（氏名）

### 1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

### 2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

### 3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。

(別表)

字	地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	作物	作業 種類	期間	受託料 の額 (円)	支払 方法	通年・期 間の別
					作業名	始期 終期			
合計									



(参考様式第5号)

番 号  
年 月 日

農業者団体等の名称

代表者の氏名 殿

市町村長 印

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

年 月 日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき認定する。

(参考様式第6号)

番 号  
年 月 日

農業者団体等の名称

代表者の氏名 殿

市町村長 印

### 多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定について

年 月 日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請についてを  
もって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法  
律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づ  
き認定する。

(参考様式第7号)

番 号

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事

## 平成 年度中山間地域等直接支払交付金所要額調書

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)第14の2の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

(別紙)

1 対象農用地総量

(単位：m<sup>2</sup>、円)

区 分	対象農用地総量		当 該 年 度 交 付 見 込 額					
	対象面積	交付見込額	対象面積	交付額	内集落連携・機能維持加算	内超急傾斜農地保全管理加算	内地域営農体制緊急支援試行加算	内国費
田								
急傾斜								
小区画・不整形								
緩傾斜								
高齢化率・耕作放棄率								
8法内特認								
8法外特認								
畑								
急傾斜								
緩傾斜								
高齢化率・耕作放棄率								
8法内特認								
8法外特認								
草地								
急傾斜								
草地比率								
緩傾斜								
高齢化率・耕作放棄率								
8法内特認								
8法外特認								
採草放牧地								
急傾斜								
緩傾斜								
8法内特認								
8法外特認								
+	+	+						

注) 「対象農用地総量」とは、実施要領第4の2の(1)から(5)までの対象農用地の基準に該当する農用地のうち、市町村が促進計画で定めた対象農用地の農用地面積とする。

## 2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位：件、戸、㎡、円)

		協定締結見込数	参加農家見込数	交付対象面積	交付見込額
対象農用地総量	集落協定				
	個別協定				
	計				

		協定締結数	参加農家数	交付対象面積	交付額
当該年度	集落協定				
	個別協定				
	計				

注1) 対象農用地総量は、それぞれの見込を記入する。

注2) 集落協定の参加農家(見込)数は、協定に参加している(参加が見込まれる)農家数を記入する。



(参考様式第9号)

番 号  
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長 名 印

## 平成 年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)の第11の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1 交付対象面積及び交付額

(単位：m<sup>2</sup>、円)

区分	面積			交付額				
		内集落連携・機能維持加算	内超急傾斜農地保全管理加算	内地域営農体制緊急支援試行加算		内集落連携・機能維持加算	内超急傾斜農地保全管理加算	内地域営農体制緊急支援試行加算
田								
急傾斜								
小区画・不整形								
緩傾斜								
高齢化率・耕作放棄率								
8法内特認								
8法外特認								
畑								
急傾斜								
緩傾斜								
高齢化率・耕作放棄率								
8法内特認								
8法外特認								
草地								
急傾斜								
草地比率								
緩傾斜								
高齢化率・耕作放棄率								
8法内特認								
8法外特認								
採草放牧地								
急傾斜								
緩傾斜								
8法内特認								
8法外特認								
+ + +								



2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位：件、戸、m<sup>2</sup>、円)

区 分	協定締結数	参加農家数	交付農用地 面積	交 付 額
集落協定				
個別協定				
計				

注) 集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数を記入  
個別協定の参加農家数は協定認定者数を記入

3 負担割合

(単位：円)

区 分	都道府県費	市町村費	計
通常基準			
8 法内特認			
8 法外特認			
計			

(参考様式第10号)

番 号  
平成 年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

都 道 府 県 知 事 印

## 平成 年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)の第11の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1 交付対象面積及び交付額

(単位：m<sup>2</sup>、円)

区分	面積			交付額				
		内集落連携・機能維持加算	内超急傾斜農地保全管理加算	内地域営農体制緊急支援試行加算		内集落連携・機能維持加算	内超急傾斜農地保全管理加算	内地域営農体制緊急支援試行加算
田								
急傾斜								
小区画・不整形								
緩傾斜								
高齢化率・耕作放棄率								
8法内特認								
8法外特認								
畑								
急傾斜								
緩傾斜								
高齢化率・耕作放棄率								
8法内特認								
8法外特認								
草地								
急傾斜								
草地比率								
緩傾斜								
高齢化率・耕作放棄率								
8法内特認								
8法外特認								
採草放牧地								
急傾斜								
緩傾斜								
8法内特認								
8法外特認								
+ + +								

2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位：件、戸、㎡、円)

区 分	協定締結数	参加農家数	交付農用地 面積	交 付 額
集落協定				
個別協定				
計				

注) 集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数を記入  
 個別協定の参加農家数は協定認定者数を記入

3 負担割合

(単位：円)

区 分	国費	都道府県費	市町村費	計
通常基準				
8 法内特認				
8 法外特認				
計				

平成 年度集落協定の協定農用地確認野帳

所在地	協定名(団地名)
現地確認者	立 会 人
現地確認日	平成 年 月 日
	交付の適否
	適 否

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

1	協定農用地	地目	活動形態	農用地の管理状況の適否等	摘要
				耕作	
				維持管理	
			耕・維	適 否 ( 放・転 ) 免	適 否 ( 放・転 ) 免
			耕・維	適 否 ( 放・転 ) 免	適 否 ( 放・転 ) 免
			耕・維	適 否 ( 放・転 ) 免	適 否 ( 放・転 ) 免
			耕・維	適 否 ( 放・転 ) 免	適 否 ( 放・転 ) 免
			耕・維	適 否 ( 放・転 ) 免	適 否 ( 放・転 ) 免
2	協定に含めない荒廃農地の管理				
	地番	管理状況の適否			摘要
	適 否 ( )				
	適 否 ( )				
3	水路・農道等の維持管理				
	施設名	管理状況の適否			摘要
		適 否 ( )			
		適 否 ( )			
4	多面的機能を増進する活動				
	具体的に取り組む行為	活動状況の適否			摘要
		適 否 ( )			
		適 否 ( )			

- 注1) 協定ごとで作成する(団地数が多い場合には、必要に応じて団地ごとで作成する。)
- 注2) 1の表の「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。
- 注3) 1の表の「農用地の管理状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。  
 その際、適切に行われている場合は「適」、耕作放棄及び農地転用が行われた場合は「否」(放・転)、免責事由に該当する場合は「免」とする。
- 注4) 2、3の表の「管理状況の適否」欄の( )には、否と判定した理由を具体的に記入する。
- 注5) 4の表の「活動状況の適否」は、「具体的に取り組む行為」欄記載のとおり実施されているかどうかを確認する。( )には、否と判定した理由を具体的に記入する。



(参考様式第13号)

標 示 票

平成 年度中山間地域等直接支払対象農用地	
団 地 名	
対 象 基 準	
地 番	
地 目	
協定管理者	
現地確認日	平成 年 月 日

注1) 集落の代表者、個別協定の申請者は、団地名、対象基準、地番、地目、協定管理者の各欄に該当事項を記入し、現地確認日に現場に掲出するものとする。

注2) 現地確認者は、上記の記載内容について確認を行ったときは、現地確認日を記入するものとする。

( 参考様式第14号 )

番 号

平成 年 月 日

集落協定の代表者又は  
個別協定の申請者 殿

市 町 村 長 印

平成 年度中山間地域等直接支払交付金現地調査及び現地確認事前通知書

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 5 の規定に基づき、集落協定（個別協定）に定められている事項について、下記のとおり確認するので、通知します。

（また、当該確認日には、中山間地域等直接支払対象農用地であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲出して下さい。）

（なお、当該確認に際しては、立会方お願いします。）

#### 記

1 現地確認の日時

平成 年 月 日 時

2 現地確認者

3 確認事項

- (1) 協定農用地の管理状況
- (2) 協定に含めない荒廃農地の管理状況
- (3) 水路・農道等の管理状況
- (4) 多面的機能を増進する活動状況
- (5) その他

4 確認の方法

現地確認者が、現場において協定に規定された事項が実施されているかの確認を行います。

なお、現場にて確認した内容は、確認野帳に記録し保存されます。

また、確認結果は、確認野帳の写しを送付することをもって代えさせていただきます。



(参考様式第15号)

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

集落協定代表者 印  
(個別協定申請者 印)

中山間地域等直接支払交付金交付農用地の自然災害における災害復旧計画の提出について

平成 年 月 日に自然災害を受けた交付農用地について、下記のとおり災害復旧計画を作成したので提出する。

なお、協定は、災害復旧計画に基づき速やかに交付農用地の復旧を図り、農業生産活動を継続していく考えであることを申し添える。

記

災害復旧計画

集落協定又は個別協定名		協定		交付農用地面積		h a	
被災状況	災害名及び			復旧工事	平成 年 月 日 ~		
	被災年月日	平成 年 月 日		復旧	工期(予定)	平成 年 月 日	
	被災農用地面積	h a		計	復旧農用地面積	h a	
	被災協定対象施設名	被災状況		画	復旧協定対象施設名		

例：台風 号による 水害  
梅雨前線豪雨による 土砂災害 等





( 参考様式第18号 )

#### 機械等利用管理規程

第1条 集落組合(以下「組合」という。)が導入した機械及び施設(以下「機械等」という。)の管理及び運営は、この規定に定めるところによる。

第2条 機械等の管理責任者は組合長とする。ただし、組合長が代行者を置くことができる。

第3条 機械等の利用料金は とする。ただし、組合員以外の者が利用する場合はこの限りではない。

第4条 機械等を利用するに当たり、使用者は、次のことに同意するものとする。

- ( 1 ) 消耗品及び燃料等は使用者が用意すること。
- ( 2 ) 使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却すること。
- ( 3 ) 故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告すること。
- ( 4 ) 機械等の使用中の事故について、組合は一切の責任を負わないこと。

第5条 管理責任者は、機械等の適切な維持管理のため、次の諸帳簿を備え、適宜記帳するものとする。

- ( 1 ) 共用資産管理台帳
- ( 2 ) 機械等利用簿
- ( 3 ) 機械管理簿

第6条 この規定に定めのない事項については、組合長が関係者と協議する等して対応し、その結果を役員会に報告するものとする。

( 参考様式第19号 )

機械等利用簿

使用者氏名							
借受機種							
借受・返却月日	平成	年	月	日	時	分	借受
	平成	年	月	日	時	分	返却
実動日数	平成	年	月	日			日
	平成	年	月	日			日
	平成	年	月	日			日
	合 計						日
点 検	使用前	異常項目			有・無		
	使用后	異常項目			有・無		
給 油							リットル
備 考							

注意事項

- ( 1 ) 消耗品及び燃料等は使用者が用意してください。
- ( 2 ) 使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却してください。
- ( 3 ) 故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告してください。
- ( 4 ) 機械等の使用中の事故等は、使用者の責任となり、組合は一切の責任を負いませんので充分注意してください。

(参考様式第20号)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書の提出について

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）の第 12 及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）の第 16 の 4 に基づき、下記項目について報告する。

記

- ( 1 ) 集落協定の概要
- ( 2 ) 協定農用地の基準別の面積及び交付額
- ( 3 ) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額
- ( 4 ) 農業生産活動等の実施状況
- ( 5 ) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

(参考様式第21号)

番 号  
年 月 日

地方農政局長

(北海道にあつては農村振興局長、  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長事務局長) 殿

都道府県知事 印

平成 年度中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書の提出について

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)の第12及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)の第16の4に基づき、下記項目について報告する。

記

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額
- (4) 農業生産活動等の実施状況
- (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況